

意見公募結果

- ・意見公募期間（令和4年11月28日から12月28日まで）
- ・提出された意見数 2名から16件

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
1	<p>該当ページ（P1） 該当箇所（第1 1 (1) ア） 則第29条各号に規定する用途として供している場合の、当該箇所を転用候補地に含まないものとすることとする取り扱いについて。</p> <p>則第29条は農地の転用の制限の例外として許可申請を要しない場合の例示列挙の趣旨であり、新たに転用許可申請を行う場合には当該箇所を転用候補地から除外することについては一定の合理性が認められる。しかし、農地の保全若しくは利用の増進のための農業用施設としての倉庫のほか進入路、水路、電柱などもこれに含まれるため、測量等を実施し申請地内の利用状況をすべて特定したうえで当該箇所とそうでない箇所を明確に分けるためには多大な労力と費用を要することが懸念される。また、農地がすでに事実上転用されている場合の当該農地に対する転用の許可処分は、違法状態を将来に向って消滅させ農地以外の用途に使用する自由を得させるものであり、不能の処分ではないとの判例（昭34.1.8 最高一小 33(オ)406）の趣旨に鑑みれば、当該箇所を含めて転用許可処分を受ける利益はなお申請者にはあると考える。そこで、転用候補地に当該箇所を含めたいと全体の計画について改めて転用許可処分を行うなど柔軟な運用をなすべきであるとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、転用候補地の一部を農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条各号に規定する用途として供している場合に当該箇所を転用候補地に含まないものとする記述につきましては、記載しないこととしました。</p>
2	<p>該当ページ（P1） 該当箇所（第1 1 (1) ア） 事業計画書の内容、その他参考となる事項、許可証への合綴の必要性、様式の統一について。</p> <p>様式第1号の「3. 転用計画の（1）転用の目的事由の詳細」への記載を、事業計画書の作成に代える場合について、様式第1号別紙が定められている。本来申請書に記載する事項は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第31条に定められているところ、当該事業計画書様式には申請書の記載事項でない「4. 転用者が現在行っている事業の内容」や「5. 申請地の利用計画」「9. その他参考となる事項」があり、これらの記載を求めるのは妥当ではないと考える。</p> <p>「9. その他参考となる事項」について、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合におけるの見込み等（P27（エ））、申請に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること等（P27（オ））についてそれぞれの確認の趣旨と思われるが、様式に列記されているものについては、行政手続法第11条の趣旨に鑑みると、必ずしも農地転用の許可に先立つこと、または、現に手続きが進行していることを要しないものまで記載されている。様式に記載されてしまえば、本来不要な手続きについての確認をしなければならないとの誤解を生じさせる可能性があるため、列記された事項は様式から削除すべきと考える。</p> <p>申請書に「別紙のとおり」と記載すると、別紙は申請書に記載すべき内容を記載した文書として申請書と一体的に取り扱うのが一般的であり、合綴し契印を施すなどの処理が必要と考える。また、申請書様式はその複写を許可証としても使用され、特に第5条許可についてはその後予定される登記手続きにも関係することから、この点に関し事業計画書の取り扱いについて整理のうえ、統一的な取扱いの策定が必要と考える。</p> <p>事業計画書の様式は、第4条許可申請に係る様式第1号および第5条許可申請に係る様式第2号にそれぞれ対応するものとして別紙様式が定められている。しかしながら、それぞれの内容は全く同じものであり、個別に設ける意義はないと考えられることから、様式を統一すべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、事業計画書の様式につきましては、修正することとしました。</p> <p>「9. その他参考となる事項」については、項目の名称を改め、列記する許認可の名称を再整理しました。</p> <p>なお、転用事業ごとに必要となる許認可は異なることから、様式に記載している許認可以外で、転用事業の実施に関して必要となるものがある場合は、適宜追記していただくこととします。</p> <p>事業計画書を申請書に「合綴し契印を施すなどの処理」については、高知県から申請者に求めているものではありません。</p> <p>事業計画書の様式については、様式第1号・第2号共通別紙とし、統一することとします。</p>
3	<p>該当ページ（P1 , P8） 該当箇所（第1 1 (1) イ（エ） , 第1 5 (1) イ（ア）） 転用および届出におけるそれぞれの添付書類に関する記載表現の違いについて。</p> <p>申請書に添付する書類について、転用許可申請においては「転用候補地の位置及び附近の状況を表示する図面」とある一方で、届出においては「土地の位置を示す地図（縮尺は、10,000分の1ないし50,000分の1程度）」と、名称および縮尺の有無に違いがある。転用手続きにおいて異なるところはないことから、記載表現を統一すべきであるとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に添付する図面の名称と、届出書に添付する書面の名称については、農林水産省の定める文言（※）に則ったものであるため、当審査基準においてもその文言を採用する。 ・転用許可申請及び届出書に添付する書面の縮尺については、周辺の状況等の立地条件により必要とする縮尺が異なるため、記載しない。 <p>※農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号 農林水産省経営局長・農村振興局長通知）</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
4	<p>該当ページ（P 1 ， P 3 4） 該当箇所（第1 1 （1） イ （カ） c ， 別表3）</p> <p>資金証明につき、源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面の取り扱い等、例の整理の必要性について。</p> <p>源泉徴収票その他の所得の金額が分かる書面が資金証明の一例として挙げられているが、源泉徴収票それ自体は申請者の収入額を一定証明する書類に過ぎず、それのみでは当該転用事業に要する資力及び信用があることを客観的に判断できるかは必ずしも定かではない。これについては、別表3で定める「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用がある書面の例」記載のものとは異なる内容であるため、その整理が必要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、例示する資金証明書類につきましては、記載箇所を別表2に限定しました。</p>
5	<p>該当ページ（P 8 ， P 3 2） 該当箇所（第1 4 ， 別表1）</p> <p>標準的な事務処理期間内に拒否の処分等が完了しなかった場合について、転用事業者に対する遅延理由の通知義務を明文化して規定することを求める。</p> <p>国は、行政庁が「受理した申請書について、標準的な事務処理期間内に拒否の処分等が完了しなかった場合には、転用事業者に対して処理の遅延の理由、処理状況等を適宜通知」（「農地転用許可に関する事務処理の迅速化について」（昭和60年4月12日60構造改B第549号農林水産省構造改善局長から都道府県知事あて最終改正平成28年3月30日27農振第2452号））することを求めている。よって、転用事業者に対する遅延理由の通知義務の明文化を求める。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により、記述は変更しないこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な事務処理期間は、審査に必要な書類が、適正な状態ですべて行政庁にそろった時点から起算されるものであり、現状、農林水産省の通知に則り、適切に対応している。
6	<p>該当ページ（P 1 1） 該当箇所（第2 1 ア （イ） d）</p> <p>立地基準の中で営農型発電施設に関する規定を設けることの是非について。</p> <p>農地に支柱を立てて、営農を継続しなら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の発電施設、いわゆる営農型発電設備に関する規定が、農用地区域内にある農地の許可基準において例外的に許可可能な場合の一例として位置づけられていることに違和感を覚える。条文の構成としては、営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準である「立地基準」について規定したあとに、営農型発電設備に関するような「一般基準」が続くのが一般的と考えるが、上述のような場所に規定してしまっているために、第1種農地（P 1 6 （イ） b）や甲種農地（P 2 3 （イ） b）等で準用される形となっている。これによって申請に必要な書類や許可条件に関して誤解を生じるおそれがあるため、規定のあり方について再考が必要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、営農型発電設備に関する一部の記述につきましては、当審査基準における記載箇所を変更しました。</p>
7	<p>該当ページ（P 1 4） 該当箇所（第2 1 （1） イ （ア） a）</p> <p>分断要件としての道路、鉄軌道、河川について限定列挙することの妥当性について。</p> <p>第1種農地に該当する要件として、良好な営農条件を備える農地として10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地と規定し、「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいうのが国の規定である。ここでいう「等」とは、良好な営農条件を備える農地を画する山林、宅地、河川、高速道路「等」として農業機械が横断することができない土地に類するものとして例示列挙されたものと解されるところ、本件審査基準においては道路、鉄軌道、河川について殊更に限定列挙がなされている。道を限定列挙にすると、「一団の農地」は、対象農地がいずれの種類の道に面しているかによって決まることとなる。すると、2桁国道や中央分離帯のある3桁国道が通っていない地域の農地は全て第1種農地となるのではないかと危惧されるところである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により、記述は変更しないこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一団の農地」の範囲については、農地転用許可申請を審査する際の「農地区分」に関わるものであり、公平性を担保するために、許可権者である高知県として一律の判断基準を定める必要がある。 分断要件を例示列挙にすると、農地区分の判断基準が曖昧になる蓋然性が高まる。 <p>なお、集団的に存在する農地において、分断要件となるものがなく、その規模が10haを超え、かつ第2種または第3種農地に該当する要件がない場合は、第1種農地と判断します。</p>
8	<p>該当ページ（P 2 7） 該当箇所（第2 1 （2） ア （キ））</p> <p>面積の適正性の判断にあたって、一定の妥当な面積以上についてのみ配置図等を求めるなど申請者にとって負担の少ない予見可能な基準を設けるよう努めるべき。</p> <p>申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められる否かの判断については、明確な基準がないことから裁量の余地が多分にある。審査基準は許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないという行政手続法第5条第2項の趣旨に鑑み、例えば自己用住宅なら500㎡超の場合など、一定の妥当な面積を超える場合についてのみ利用計画を記載した配置図等を求めることとし、それ以下の面積の転用については詳細な利用計画を記載した配置図等は求めない等の取り扱いとするなど、申請者側にとって負担が少なく予見可能で具体的な基準を設けるべきであるとする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により、記述は変更しないこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地転用許可申請については、申請に係る土地の立地条件や事業の目的・内容等がそれぞれ異なるものであり、転用面積についても、個別に土地利用計画図等に基づき、妥当性を判断する必要がある。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
9	<p>該当ページ (P 2 9)</p> <p>該当箇所 (第 2 1 (2) イ)</p> <p>営農条件への支障とはどの程度か、申請者にとって負担の少ない予見可能な解釈の方向性が明確になるよう努めるべき。</p> <p>周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として、周辺農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合とあるが、その「支障」とはどの程度のものであるか必ずしも明確ではない。本件について支障がないことを説明するために被害防除計画書を作成することとなるが、特に日照については日影図を作成することが一般的であるものの、一切隣接地に日影がかかることがない計画が妥当なのか、一定程度の日照の阻害であれば支障がないのかは明らかでない。申請者にとって負担の少ない予見可能な解釈の方向性が明確になるよう努めるべきであると考えている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により、記述は変更しないこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転用事業によって生じる周辺農地への支障の有無及び被害防除計画については、申請者が十分に検討したうえで事業計画を作成するものである。 ・申請に係る土地の立地条件や事業内容により、想定される周辺農地への影響や被害防除計画の参考として添付すべき書類の内容は異なることから、「支障」の程度について基準を定めることは困難であり、個別に判断すべきものである。
10	<p>該当ページ (P 3 2)</p> <p>該当箇所 (別表 1)</p> <p>事務処理要領および審査基準を「農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査基準」と題して規定することの是非について。</p> <p>P 3 2 (別表 1) の枠の下に、本来事務処理要領に記載すべきものであって、審査基準として定めるべきでないと思われる文言があるので、再検討されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、別表 1 の下部の記述につきましては、記載が不要な部分を削除しました。</p>
11	<p>「農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る審査基準」(以下「高知県の審査基準」という。)</p> <p>と「農地法関係事務処理要領」(高知県農林水産部農山村振興課平成年月日不詳作成)の体系につきまして</p> <p>① 高知県の審査基準の「第 1 農地等の転用の手続」は、農林水産省の「農地法関係事務処理要領の制定について」に基づき作成され、「第 2 農地又は採草放牧地の審査基準」は、『農地法の運用について』の制定に基づき作成されています。</p> <p>「農地法関係事務処理要領の制定について」は、行政組織内部を規律する行政指針であるのに対して、『農地法の運用について』の制定については、申請人に対して行政が不意打ちをすることが無いように定めた「審査基準」となっています。</p> <p>農地転用許可行政については、面積によって、自治事務だけでなく、法定受託事務としても事務処理を行うことになっています。</p> <p>国の体系に合わせるために、「第 1 農地等の転用の手続」は、事務処理要領として独立させたほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>② 特に高知県では、すでに「農地法関係事務処理要領」(高知県農林水産部農山村振興課平成年月日不詳作成以下「高知県の事務処理要領」という。)が作成されています。</p> <p>高知県の事務処理要領には、「様式編(様式第 1 号から様式第 62 号まで)」が掲載され、改正手続が取られないまま変更使用されている様式や第 6 2 号のように現在も使用されている様式が混在しています。「2 .許可申請手続き」(p 1 8)には、「2)添付書類」が定められ、一部根拠条文が変更され現在も高知県のホームページに掲載されています。また、「5 .知事の処理」(p 2 0)には、申請に対する未処理案件について、「審査の結果、保留して調整を要する事案については、未処理事案一覧表に記載するとともに、農業委員会に保留事由を通知し所要の調整及び補正等の指導を行うものとする。」(p 2 2)ことが定められています。</p> <p>高知県の事務処理要領に定められた「2 .許可申請手続き」は、重疊的に残っていくのでしょうか。それとも、「後法は前法を破る」の法格言により、高知県の審査基準へ自動的に改正移行されていくのでしょうか。</p> <p>「第 1 農地等の転用の手続」は、高知県の審査基準から除いてはいかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見は、今後、当審査基準の改訂等を行う際の参考とさせていただきます。</p> <p>当審査基準の策定により、過去の高知県における「農地法関係事務処理要領」は廃止します。</p>
12	<p>仮に、「第 1 農地等の転用の手続」を高知県の審査基準に残すとすれば、「(5)知事の処理」に未処理事案一覧表の作成義務と転用事業者に対する遅延理由の通知義務を明文化して頂きたいと思います。</p> <p>農林水産省は、行政庁が「受理した申請書について、標準的な事務処理期間内に拒否の処分等が完了しなかった場合には、転用事業者に対して処理の遅延の理由、処理状況等を適宜通知」(「農地転用許可に関する事務処理の迅速化について」(昭和 60 年 4 月 12 日 60 構造改 B 第 549 号農林水産省構造改善局長から都道府県知事あて最終改正平成 28 年 3 月 30 日 27 農振第 2452 号))することを求めています。</p>	<p>ご意見につきましては、農林水産省の通知に則り、引き続き適切に対応して参ります。【No. 5 再掲】</p>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する回答
13	<p>「提出に当たって、転用候補地の一部を農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「則」という。)第 29 条各号に規定する用途として供している場合は、当該箇所は転用候補地に含まないものとする。」とありますが、申請をしても、審査はしないという意味なのでしょうか。申請をしないといけないという意味なのでしょうか。いずれにしても、申請者の申請権を行政規則で制限することはできないと思います。</p> <p>尚、既に農業用施設用地として事実上転用された農地につき転用許可を申請するのは、当該処分以後申請人をして右土地を農業用施設以外の用途に使用する自由を得させるものであつて、不能の行政処分を求めるものではありませんから、当然申請はできます。それ故、当該部分の削除をお願いします。</p> <p>このことは、「農地転用許可取消請求事件」(昭 34.1.8 最高一小 33 (オ) 406)の判例によります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、転用候補地の一部を農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条各号に規定する用途として供している場合に当該箇所を転用候補地に含まないものとする記述につきましては、記載しないこととしました。【No. 1 再掲】</p>
14	<p>申請書に記載する事項は、農地法施行規則第 31 条に定められています。</p> <p>ところが、様式第 1 号別紙(事業計画書)には、「4 転用者が現在行っている事業の内容」「9、その他参考となる事項」等農地法施行規則第 31 条で定められてない事項の記載を求めています。</p> <p>別紙を「付ける人」と「付けない人」で審査事項が変わることになります。様式第 1 号別紙の変更を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、事業計画書の様式につきましては、修正することとしました。【No. 2 再掲】</p>
15	<p>営農型発電設備を設置する目的の転用許可につきましては、立地基準ではなく、一般基準の後に「営農型発電設備」を設けても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、営農型発電設備に関する記述につきましては、当審査基準における記載箇所を変更しました。【No. 6 再掲】</p>
16	<p>第 2 の 1 の (1) のイの a 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地(令第 5 条第 1 号) (p 14) につきまして、「例示列举」を「限定列举」に変えることによって中山間地域の「その他の農地(第 2 種農地)」(第 2 の 1 の (1) のカ) を含む多くの農地が大きな影響を受けるものと思っています。</p> <p>農林水産省の『「農地法の運用について」の制定について』(以下「国の審査基準」という。)では、「山林、宅地、河川、高速自動車道等」は、農業機械が容易に横断することができない土地の例示(例示列举)ですから、「一団の農地」は、農業機械が容易に横断することが出来るか出来ないかによって決まります。</p> <p>ところが、道を限定列举にすると、「一団の農地」は、対象農地がどんな種類の道に面しているによって決まります。そこで、2 桁国道や中央分離帯ある 3 桁国道が通っていない県土の 93% を占める中山間地域の農地は全て第 1 種農地となるのではないかと心配します。</p> <p>高知県行政手続条例(平成 7 年 10 月 13 日条例第 45 号)第 38 条では、関連する資料の提出義務を定めており、関連する資料には、「生じることが予測される影響の程度範囲を明らかにする資料」(『コンメンタール行政法 I 行政手続法・行政不服審査法』p 312、p 313)。が含まれています。</p> <p>そこで、中山間地域の「その他の農地(第 2 種農地)」を含む多くの農地が受ける影響(どの農地が第 1 種農地に変わるのか)につきまして説明を求めます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、再度検討した結果、以下の理由により、記述は変更しないこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一団の農地」の範囲については、農地転用許可申請を審査する際の「農地区分」に関わるものであり、公平性を担保するために、許可権者である高知県として一律の判断基準を定める必要がある。 ・分断要件を例示列举にすると、農地区分の判断基準が曖昧になる蓋然性が高まる。 <p>なお、集団的に存在する農地において、分断要件となるものがなく、その規模が 10ha を超え、かつ第 2 種または第 3 種農地に該当する要件がない場合は、第 1 種農地と判断すべきであると考えます。【No. 7 再掲】</p>
	<p>また、農業機械が横断することができないと判断される農地の間の高低差を「5 メートル以上の法面又は 3 メートル以上の直壁」としたことについて、事実認定に誤りがあると思います。説明を求めます。</p>	<p>高低差による分断につきましては、記述に誤りはなく、上記の理由のとおり、分断要件の基準を明確にするために、高知県が独自に規定しているものです。</p> <p>いただいたご意見は、今後、当審査基準の改訂等を行う際の参考とさせていただきます。</p>